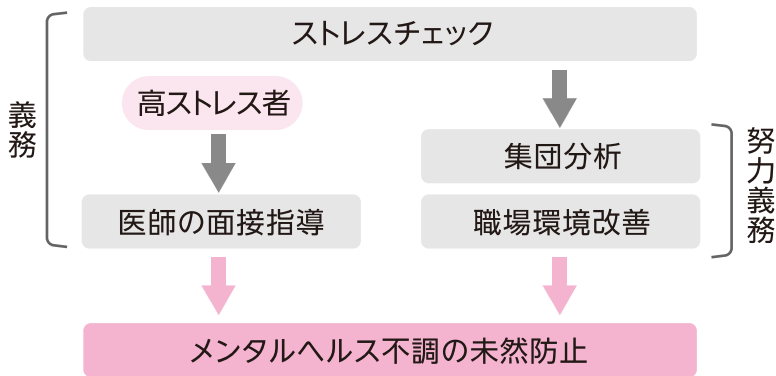


【ストレスチェック制度の流れ】



進めていますか？  
改正労働安全衛生法施行に向けた準備

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働安全衛生法の改正が行われ、令和8年（2026年）1月1日から段階的に施行されています。

今回は、改正された労働安全衛生法の中から、以下2点についてご紹介いたします。

(1) 職場のメンタルヘルス対策の推進

（常用労働者数50人未満の事業場に対する義務化）

事業場におけるメンタルヘルス対策について、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されました。これまでは、50人未満の事業場に対しては努力義務とされていましたが、

法改正により50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

(2) 高年齢労働者の労働災害防止の推進

施行日は公布後3年以内に政令で定める日となっており、公布日が令和7年（2025年）5月14日のため、令和10年（2028年）5月14日までには施行されることが決まっています。現在、国において円滑に制度改正に対応出来るよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めています。

各事業者様においても、法施行に向けた準備（事業者による方針の表明、

関係労働者の意見聴取、実施規程（社内規程）の作成等）を進めていただければと思います。

(3) 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業

前項の事業場が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3、厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業

者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。  
と規定されています。

条文に記載されているとおり、事業者が講ずべき措置に関しては、厚生労働大臣が必要な指針を公表することとされています。

具体的な指針については、厚生労働省の「高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」で検討中です。直近で実施された検討会（令和7年12月8日開催）で示された指針の案の中で、「安全衛生管理体制の確立等」「職場環境の改善」「高齢者の健康や体力の状況の把握」

「高齢者の健康や体力の状況に応じた対応」「安全衛生教育」

について、各事業場における高齢者の就業状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に事業者が積極的に取り組むことが必要とされています。

下記QRコードより検討会報告書の概要（令和7年12月8日開催分）をご確認出来ますので、是非一読いただき、法施行に向けた準備にご活用ください。



厚生労働省ホームページ  
「高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書の概要」

## 名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面） 〈052〉 961-8653  
安全衛生課 〈052〉 961-8654  
労働災害課 〈052〉 961-8655

## 全業種にわたる 労働災害防止推進運動実施中

最新の名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況をお知らせします。

### 【災害の現状】

- 今回より令和8年の集計になりました。令和8年1月に北監督署管内で報告された労働災害発生件数は40件でした。
- 表の中では死亡者数をカッコで表記します。下表ではまだカッコ表記はありません。新たな気持ちで死亡災害の撲滅を目指しましょう。

20歳代の労働者に多い事故の型は、「切れ・こすれ」「はさまれ等」「交通事故」です。春から新しい仲間を迎える事業所は、安全の再確認をお願いします。

（本誌R7.7月号P6参照）

### 名古屋北労働基準監督署の労働災害発生状況（除くコロナ）

（件）

業種	令和8年 1月受付件数	令和8年 発生件数	昨年同期 令和7年1月	昨年同期との比較
製造業	8	8	3	5
建設業	2	2	4	-2
運輸交通業	4	4	7	-3
貨物取扱業	0	0	0	0
商業	9	9	3	6
保健衛生業	1	1	2	-1
接客娯楽業	5	5	1	4
清掃・ビルメン業	2	2	2	0
その他の事業	9	9	6	3
合計	40	40	28	12

※（ ）内は死亡者数を内数で表しています。労働災害発生状況は、後日修正される場合があります。